

小学校 家庭科の改訂の方向性（たたき台案）

現行学習指導要領

検討事項

今後の方向性(案)

A 家庭生活と家族

- (1) 自分の成長と家族
- (2) 家庭生活と仕事
- (3) 家族や近隣の人々とのかかわり

B 日常の食事と調理の基礎

- (1) 食事の役割
- (2) 栄養を考えた食事
- (3) 調理の基礎

C 快適な衣服と住まい

- (1) 衣服の着用と手入れ
- (2) 快適な住まい方
- (3) 生活に役立つ物の製作

D 身近な消費生活と環境

- (1) 物や金銭の使い方と買物
- (2) 環境に配慮した生活の工夫

家庭科の見方や考え方

家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係わる生活事象について、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会を構築等の視点から解決すべき問題を捉え、よりよい生活の実現に向けて考察すること

「論点整理」における指摘事項

- ・生活の科学的な理解
- ・生活課題を解決する能力と実践的な態度の育成
- ・小・中・高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力の明確化
- ・各学校段階を通じて、家庭や社会とのつながりを重視
- ・少子高齢社会、資源や環境に配慮したライフスタイルの確立や持続可能な社会づくりのための力、他者と共生し自立して生活する力、生涯を見通して生活を設計し創造していく力の育成

関連する会議における提言等

- 少子化社会対策大綱(H27. 3. 20閣議決定)
妊娠や家庭・家族の役割については、発達の段階に応じた適切な教育の推進を図る
- 高齢社会対策大綱(H24. 9. 7閣議決定)
高齢社会に関する課題や高齢者に対する理解を深める
- 第3次男女共同参画基本計画(H22. 12. 17閣議決定) 家庭を築くことの重要性などについての指導の充実を図る
- 食育推進基本計画(H23. 3. 31食育推進会議決定)
学校教育全体を通して食育を組織的・計画的に推進する
- 和食の無形文化遺産登録(H25. 12. 4)
日本の伝統的な食文化
- 消費者教育の推進に関する法律(H24. 8. 22)
学校における消費者教育の推進
- 環境基本計画(H24. 4. 27閣議決定)
学校や社会におけるESDの理念に基づいた環境教育等の教育を推進する

目指す資質・能力等

○日常生活に必要な基礎的・基本的な知識・技能

- ・家族・家庭生活に関する知識・理解
- ・衣食住に関する知識・理解、技能
- ・消費生活や環境に配慮した生活の仕方に関する知識・理解、技能

○よりよい生活を目指して課題を解決し、生活の中で活用する能力

生活の中から課題を見だし、身に付けた知識や技能を家庭科における見方や考え方を踏まえて活用し、生活をよりよくしようと工夫する能力

○家族の一員として生活をよりよくしようとする実践的な態度

家庭生活への関心を高め、家族や地域の人々との関わりを考え、家族の一員として、生活をよりよくしようとする実践的な態度

内 容

- 家族・家庭生活に関する内容
- 少子高齢化への対応における小中高の系統性を考慮した内容の改善
- ・家族や地域の人々との関わり(異世代)、「家庭の仕事」への協力など、家庭生活と家族の大切さの理解に関する内容の充実(実践的な学習は他教科等と連携)
- 家庭や地域と連携を図り、主体的に取り組む問題解決的な学習を充実

- 衣食住の生活に関する内容
- 衣食住の生活における小中高の系統性を考慮した内容の改善
- ・生活の自立の基礎を培うための基礎的な技能の確実な習得を図る学習の充実
- ・健康で安全な食生活のための食育の充実
- ・日本の生活文化の大切さに気付く学習の充実
- 生活の科学的な理解の重視
- 家庭や地域と連携を図り、主体的に取り組む問題解決的な学習を充実

- 身近な消費生活と環境に関する内容
- 持続可能な社会の構築への対応における小中高の系統性を考慮した内容の改善
- ・消費・環境に配慮した生活の仕方を工夫する内容の充実
(実践的な学習は他教科等と連携)
- 家庭や地域と連携を図り、主体的に取り組む問題解決的な学習を充実

小・中・高の系統性、既存の内容の関連性、家庭科における見方や考え方を踏まえた内容の改善